

## まちづくり大けやき大賞制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくり大けやき賞顕彰制度を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(制度の目的)

第2条 この制度は、市民と行政との協働のまちづくりの実践活動として、他の模範となり、市民自らの企画による主体的取組が市民に希望と活力を与え、広く本市の知名度を高めることに寄与した個人や団体・グループに対し、まちづくり大けやき大賞（以下「大賞」という。）及び、まちづくり大けやき奨励賞（以下「奨励賞」という。）を贈り、その功績を顕彰することを目的とする。

(顕彰の対象)

第3条 各賞は、原則として、市内に居住し、若しくは在学、在勤している者又は市内に所在する団体・グループで、活動の功績が顕著であると認められる者に対し贈るものとする。

(受賞者の選定)

第4条 各賞は、まちづくり大けやき大賞申請書（様式第1号）により申請又は推薦のあった者の中から、ともに築く地域未来創造事業選考委員会において審査し、その審査結果をもとに、市長が選定する。

(顕彰の内容及び方法)

第5条 各賞受賞者には表彰状及び副賞を贈り、更に大賞受賞者は、レリーフにその名を記し、永く榮譽を讃えるものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。